



障害のある人がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するために「職業による自立を支援すること」は大切なことです。

- 1 働きたいけれど、何から始めれば良いかわからないとき
2 就業に向けて自分にあつた仕事を知りたい人には、ハローワークを通じて「地域障害者職業センター」でカウンセリングや職業評価を受けることができます。
3 ハローワークや障害者就業・生活支援センターを通じて「職業訓練や就労体験」をすることもできます。
4 企業で働き続けることがで

雇用する立場での考え方
障害者雇用による生産性の向上や職場生活の向上は、障害者を取り巻く環境や条件によつて決まるのが大きいと言われています。
障害をマイナスとして捉えるのではなく、環境を整えたり工夫することで、その能力が発揮できるようプラスに転じる

という考え方が必要です。
「できない」からダメではなく、「できる」ように工夫することが大切です。
得意面を磨く支援をすることや、同僚の理解と協力など、認め合つていく職場の人間関係、会社全体で応援する風土も大切です。
工夫や周囲の働きかけ・配慮によつて、障害があつても働きやすい環境となり、生産効率も上がり、会社の一員としての戦力となります。
就労を望む本人の意欲と努力とともに雇用する側の前向きな理解と行動、環境づくりが求められます。さらに、両者の立場に立つて就労を支援する関係機関の連携・サポート体制が円滑に行われることで、障害のある人の就労がうまくいくこととなります。
島内では、淡路障害者自立支援協議会の下記の機関や事業所が連携を図っています。

- ◎相談・支援機関
ハローワーク洲本 ☎22・0620
淡路障害者就業・生活支援センター ☎33・1192
南あわじ市 福祉課 ☎44・3002
◎相談支援事業所
淡路障害者生活支援センター ☎26・0525
淡路聴覚障害者相談支援事業所 ☎26・1008
南あわじ市社会福祉協議会 ☎42・4966
五色精光園相談支援事業所 ☎33・1192
あわじ障害者相談支援事業所 ☎43・2155
フローラすもと ☎22・5448



障害のある人の就労について

相談・支援機関と制度、障害者雇用の考え方について紹介します

一般就労を考える人へ
(多くの相談・支援機関や制度があります)

さるかどうか試したい人向けに「トライアル雇用」、職場に適應できるかどうか不安な人には人的支援が受けられる「ジョブコーチ支援」、精神障害の人向けに不安を軽減するために短期間就労から始める「ステップアップ雇用」などがあります。それぞれハローワークで相談できます。

障害者を雇用する事業主への支援としては「特定求職者雇用開発助成金」など、さまざまな助成制度があり、これらもハローワークを通じて知ることが出来ます。

伝統文化を通じて交流しました



餅つきをする参加者

西淡公民館において2月17日、国際交流サロンが開催されました。この催しは、市国際交流協会が行っているもので、市内に住む外国人と様々な行事を通して交流することを目的としており、アメリカ、中国、韓国、ペルーの人たちが参加しました。今回は「陽春を祝う」というテーマの下、日本の伝統的な文化に触れてもらい、日本をよく知ってもらおうと、餅つきをしたり、ひな祭りの飾りを作りました。中国出身の孫さんは「餅つきという行事は初めて、このような体験ができてうれしいです」と話しました。



楽しくひな祭りの飾りを作りました

国際交流サロン

小学6年生による合同授業

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増したり不登校になったりする「中1ギャップ」が問題となっています。その解消のために、市内では小中学校連携を進め、中学校教師による小学校への出前授業や小学6年生の中学校への体験入学などを実施しています。

沼島中学校区の小学6年生が、合同授業を行いました。卒業を間近にひかえて、中学校で共に学習する同級生と一緒に学習し、食事や体験活動を行うことで、中学校での新たな学校生活にスムーズに移行できることが期待されます。当日は、異なった小学校の児童でグループを作り、午前中は「ミステリーフェスティバル」「化学反応」「お散歩飛行機に挑戦!」「松林の植生について」の授業、午後は



様々な学校の子とグループを組み、活動を行いました

中1ギャップ解消プログラム開発事業

「コミュニケーションスキルアップ実習」を行いました。

収税課からのお知らせ

「納期を忘れとった!」と、ならないために... 便利な口座振替を!!

平成24年度より、各種税金等の納期ごとの納付書を1年間まとめてお送りしています。その結果「納期を忘れとった!」と慌てて納付に来られる人がいます。また、平成25年度より、国民健康保険税の納期が5回から9回(7月から毎月で翌年3月まで)に変更されます。

納期内に納付をいただいていない人には、督促状が送付されます。督促状が配達されて初めて、納期が過ぎていることを知ることになります。督促状には督促手数料が発生し、税金(料)+督促手数料を納付していただくこととなります。そこで、こんなことのないように、便利な口座振替をご利用ください。

手続きは、最寄の総合窓口センター、もしくは、市内の各金融機関に申込用紙をご用意していますので、お早めに手続きを!!



図 税務課 ☎43-5022、収税課 ☎43-5034